



滋賀県最低賃金 (令和6年10月1日発効)

時間額

1,017円

特定(産業別)最低賃金(令和6年12月31日発効)

時間額

1,046円

ガラス・同製品、
セメント・同製品、
衛生陶器、
炭素・黒鉛製品、
炭素繊維製造業

時間額

1,060円

はん用機械器具、
生産用機械器具、
業務用機械器具製造業

時間額

1,050円

計量器・測定器・
分析機器・試験機、
光学機械器具・レンズ、
電子部品・デバイス・
電子回路、
電気機械器具、
情報通信機械器具製造業

時間額

1,062円

自動車・
同附属品製造業

※1 最低賃金の対象となる賃金には、次の賃金は含まれません。

- ① 結婚手当など臨時に支払われる賃金 ② 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 ③ 時間外手当
④ 休日手当 ⑤ 深夜手当の割増部分 ⑥ 精皆勤手当 ⑦ 通勤手当 ⑧ 家族手当

※2 特定(産業別)最低賃金については、年齢、業務、業種により適用除外されるものがあります。

※3 派遣労働者は、派遣先事業場が所在する地域の最低賃金が適用されます。

※4 特定(産業別)最低賃金は、上記の他「紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業」最低賃金(時間額 789円)、「各種商品小売業」最低賃金(時間給 840円)がありますが、滋賀県最低賃金が適用されます。



お問い合わせ先

滋賀労働局賃金室 077 (522) 6654

大津労働基準監督署 077 (522) 6616

滋賀労働局のホームページ

彦根労働基準監督署 0749 (22) 0654

東近江労働基準監督署 0748 (22) 0394

https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saitei_chingin.html